

平成 29 年 6 月 23 日

お客さま各位

大垣西濃信用金庫

お客さま情報を含む保存期間経過前の書類の誤廃棄について

今般、当金庫東前支店、池田支店（旧池田池野支店）および揖斐川支店において、当金庫が内部規定で定める保存期間経過前の書類の誤廃棄が判明しました。お客さま情報管理はもちろんのこと、すべての書類管理の重要性につきましては、従来から徹底を図ってまいりましたが、このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

誤廃棄したなかにはお客さま情報が記載された書類が含まれておりますが、当該書類は、当金庫の受託事業者により当金庫職員立会いのもと焼却処理されていることを確認しております。

よって、外部に漏えいし二次被害が発生することはありません。

当金庫といたしましては、この度の事態を真摯に受け止め、お客さま情報を含むすべての書類管理の厳正化に努めるとともに、金庫一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

【 誤 廃 棄 の 概 要 】	
誤廃棄した書類	業務において使用する各種帳票等
対象期間	平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 1 月 8 日
対象件数	・ 10 年の保存期間経過前の書類数 129 綴り ・ うちお客さま情報が記載された書類数 98 綴り お客さまデータ件数 約 48,000 件 ※すべてを焼却処理しているため、枚数等が特定できないため推計件数となります。
誤廃棄した書類に含まれていたお客さま情報	・ お客さま氏名、住所、生年月日、電話番号、顧客番号、口座番号、お取引金額等。 ・ なお、書類の種類により記載されている情報は異なっており、全ての項目が記載されている訳ではありません。 ・ 暗証番号に関する情報は、記載されておられません。
問い合わせ先	・ 担当部署 大垣西濃信用金庫事務管理部 ・ 電話 0584-75-6116 ・ 受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日は除きます）

以上